

岩手県土地改良施設維持管理適正化事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 土地改良区等の土地改良施設管理者の管理意識の高揚並びに土地改良施設の機能の維持及び耐用年数の確保を図るため、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱(昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領(昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知)に基づき、土地改良区等が土地改良施設維持管理適正化事業(以下「事業」という。)を行う場合に要する経費に対して岩手県土地改良事業団体連合会(以下「県連合会」という。)が補助する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

経 費	補 助 額
1 土地改良区等が <u>実施要綱第2の1に掲げる事業</u> を行う場合に要する経費に対して県連合会が補助する場合に要する経費	<u>当該事業を行う場合に要する経費に対して県連合会が補助する場合に要する経費の10分の3に相当する額以内の額</u>
2 土地改良区等が <u>実施要綱第2の2に掲げる事業</u> を行う場合に要する経費に対して県連合会が補助する場合に要する経費	<u>当該事業を行う場合に要する経費に対して県連合会が補助する場合に要する経費の10分の2に相当する額以内の額</u>

(申請の取下げ期日)

第3 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

- 第3の2 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者(市町村等を除く。)に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(前金払)

第4 知事は、必要があると認める場合は、補助金を前金払することがある。

2 補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、岩手県土地改良施設維持管理適正化事業費補助金前金払請求書(様式第6号)に土地改良区等拠出金納付調書(様式第7号)を添えて知事に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第5 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月20日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

別表（第5関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	岩手県土地改良施設維持管理適正化事業費補助金交付申請書	第1号	1部	別に定める。
	1 事業計画書	第2号	1部	
	2 収支予算書	第3号	1部	
	3 その他知事が必要と認める書類			
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	岩手県土地改良施設維持管理適正化事業費変更（中止、廃止）承認申請書	第4号	1部	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から15日以内
	1 事業計画書	第2号	1部	
	2 収支予算書	第3号	1部	
	3 その他知事が必要と認める書類			
規則第13条第1項の規定による書類	岩手県土地改良施設維持管理適正化事業費補助金請求書	第5号	1部	事業完了後30日以内又は3月31日のいずれか早い日
	1 事業実績書	第2号	1部	
	2 収支精算書	第3号	1部	
	3 その他知事が必要と認める書類			

様式第 1 号 (別表関係)

第 年 月 日 号

岩手県知事 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

岩手県土地改良施設維持管理適正化事業費補助金交付申請書

年度において、岩手県土地改良施設維持管理適正化事業費補助金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

金 円

様式第2号（別表関係）

事業計画（実績）書

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分
- 3 事業完了予定年月日
年 月 日

収支予算（精算）書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
国庫補助相当					
県補助金					
土地改良区 事業拠出金					
計					

2 支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
事業拠出金					
計					

様式第4号（別表関係）

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

岩手県土地改良施設維持管理適正化事業費変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった岩手県土地改良施設維持管理適正化事業の実施について、次の理由により事業を変更（中止、廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

理 由

注 変更前と変更後を容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第5号（別表関係）

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

岩手県土地改良施設維持管理適正化事業費補助金請求書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった岩手県土地改良施設維持管理適正化事業が完了したので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

金	円		
補助金交付決定額	金		円
前金払受領額	金		円

注 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、表題の「請求」及び本文中「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

岩手県土地改良施設維持管理適正化事業費補助金前金払請求書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった岩手県土地改良施設維持管理適正化事業について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

記

1 請求額
金 円

2 内 訳

区 分	補助金交付 決 定 額	既受領額	今回請求額	差引残高
土地改良施設維持 管理適正化事業費				

3 理 由

様式第7号 (第4関係)

土地改良区等拠出金納付調書

整理番号	第 期	土地改良区等名	総事業費 (千円)	拠出金 (円)	納付年月日	備考
小計						
合計						